

「演習（韓国法）」（夏季集中）の履修手続について

「演習（韓国法）」（夏季集中）の履修については、次の点に注意して下さい。

記

- 1) 説明会（または追加説明会）に出席して、小報告のテーマの割当てを得たものは、7月10日（金）までに、教務係の窓口で履修の届出を行っておくこと。

大村敦志・権澈